

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県保健衛生事業団（以下「この法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額とし、職務執行の対価として、別表第1の定めにに基づき支給することができる。

- 2 常勤役員には、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を、また、3月1日に在職する者に対して、理事会の承認を経て業績手当を支給することができる。

ただし、常勤役員が県の職員である場合は、期末手当を支給せず、勤勉手当を支給することができる。

- 3 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬月額は別表第1のとおりとし、各々の報酬月額は理事会の承認を経て、理事長が定めるものとする。

- 2 常勤役員の各々の期末手当及び勤勉手当の額は、別表第2の1及び別表第2の2の範囲内で理事会の承認を経て、理事長が定めるものとする。また、業績手当の額は、経営状況を勘案し、別表第3の範囲内で理事会の承認を経て、理事長が定めるものとする。

- 3 評議員及び非常勤役員に対する報酬は別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は月額を持って支給し、支給日はその月の15日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）又は日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前においてその日にもっとも近い休日又は日曜日及び土曜日でない日を支給日とすることができる。

- 2 常勤役員の期末手当の支給日は、基準日別に6月30日及び12月10日とし、業績手当の支給日は、当該年度内とする。ただし、その日が休日、日曜日及び土曜日に当たるときは、

前項ただし書を準用する。

- 3 評議員及び非常勤役員の報酬等は、評議員会及び理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は現金で直接本人に支払わなければならない。ただし、本人の同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(職員を兼ねる役員の取り扱い)

- 第7条 職員を兼ねる役員の報酬については、これを支給しないものとする。

(費用の支払い)

- 第8条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支給することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は、この法人の職員給与規則を準用する。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

- 第10条 この規程は、評議員会の決議によって改正することができる。

(細則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人栃木県保健衛生事業団の設立の登記の日から施行する。
2 財団法人栃木県保健衛生事業団役員報酬等規則（平成23年1月25日制定）は廃止する。

附 則（平成27年3月23日決議）

この規程の一部改正は、平成27年3月23日から適用する。（別表第2関係）

附 則（平成28年3月23日決議）

この規程の一部改正は、平成27年12月1日に遡及して適用する。（別表第2関係）

附 則（平成29年3月22日決議）

この規程の一部改正は、平成28年12月1日に遡及して適用する。（別表第2関係）

附 則（平成30年3月22日決議）

この規程の一部改正は、平成29年12月1日に遡及して適用する。（別表第2関係）

附 則（平成31年3月22日決議）

この規程の一部改正は、平成30年12月1日に遡及して適用する。（第3条、第4条、第5条、別表第2、別表第3関係）

附 則（令和3年12月1日決議）

この規程の一部改正は、令和3年12月1日から適用する。（別表第2関係）

附 則（令和5年3月7日決議）

この規程の一部改正は、令和4年12月1日に遡及して適用する。（第4条、別表第2、別表第3関係）

附 則（令和 7 年 3 月 2 8 日決議）

この規程の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。（第 3 条、第 4 条、別表第 2 の 1、別表第 2 の 2 関係）

別表第 1

役 職 等	報 酬 の 額
常 勤 役 員	1 人につき 月額 4 0 0, 0 0 0 円以内
非常勤役員	理事会出席等の都度、 1 人一律 1 1, 0 0 0 円
評 議 員	評議員会出席等の都度、 1 人一律 1 1, 0 0 0 円

別表第 2 の 1

役 職 等	期末手当の額
常 勤 役 員	報酬月額に 1 0 0 分の 3 0 0 以内の割合を乗じて得た額

別表第 2 の 2

役 職 等	勤勉手当の額
常 勤 役 員	報酬月額に 1 0 0 分の 3 0 0 以内の割合を乗じて得た額

別表第 3

役 職 等	業績手当の額
常 勤 役 員	報酬月額に 1 0 0 分の 1 5 0 以内の割合を乗じて得た額